処 分 基 準

令和7年 7月 7日作成

法 令 名:銃砲刀剣類所持等取締法

根 拠 条 項:第11条第5項

処 分 の 概 要:猟銃若しくは空気銃若しくはクロスボウの所持許可の取消し又は

当該許可を一部の用途が当該許可に含まれないものに変更するこ

上

原権者(委任先):佐賀県公安委員会

法 令 の 定 め:

銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号(許可)、第11条第5項

処 分 基 準:

当該銃砲等を許可に係る用途(当該許可に係る用途が二以上である場合にあっては、その全部又は一部)に供していないことにつき、許可者に起因しないやむを得ない理由が認められる場合等を除き、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める処分をするものとする。

- 一 当該許可に係る用途(当該許可に係る用途が二以上である場合にあっては、その全部)に供していないと認める場合、当該許可を取り消すこと。
- 二 当該許可に係る用途が二以上である場合であって、その一部に供していないと 認めるときは、当該許可を、当該一部の用途が当該許可に係る用途に含まれない ものに変更すること。

問い合わせ先:

警察本部生活安全部生活安全企画課銃砲・危険物係 (電話0952-24-1111 内線3036) 住所地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課

備 考:

追 55 号